

補助金申請の流れ



笠間市商工会 HP より
申請書類が
ダウンロードできます。

- 1 写真撮影 (施工前)**
建物全体写真 1 枚及び工事箇所を撮影してください。
- 2 補助金交付申請**
郵送での受付は不可
提出書類
 - ・補助金交付申請書
 - ・市税の納税証明書 (未納の無い証明書)
 - ・工事施工前の写真
 - ・建物登記事項証明書または評価額証明書
 - ・工事見積明細書 (面積や数量が記載されたもの)
 - ・工事受注確認書 (施工業者発行)
 - ・同意書**<増築または改修工事の場合>**
 - ・建築基準法に基づく確認済証**<特例枠利用者>**
 - ・空気清浄機能付き、または換気機能付きエアコンのパンフレット
- 3 書類審査**
- 4 補助金交付決定**
- 5 工事着工
写真撮影 (工事中)**
- 6 工事完了及び工事代金支払**
令和 4 年 12 月 31 日まで
- 7 写真撮影 (施工後)**
- 8 実績報告書提出**
令和 5 年 1 月 10 日まで
提出書類
 - ・実績報告書
 - ・工事中及び工事完了後の写真
 - ・工事代金請求明細書 (面積や数量が記載されたもの)
 - ・領収書のコピー**<特例枠利用者>**
 - ・空気清浄機能付き、または換気機能付きエアコンの写真
 - ・製品保証書の写し
- 9 書類審査 (補助金交付確定)**
- 10 補助金請求**
提出書類
 - ・交付請求書
 - ・預金通帳 (表紙裏面) の写し
- 11 補助金支払 (口座振込)**

補助対象工事 (例)

- 既存住宅の増築、改築工事
- 外壁の張り替え、塗装、コーキング工事
- 部屋の間仕切り変更工事
- 屋根の葺き替え、塗装、防水工事
- 軒天の張り替え、塗装工事
- 床、内壁、天井の張り替え工事
- 雨どいの改修、塗装工事
- 浴室、キッチン、洗面所、トイレの改修工事
- 畳の表替え、新設工事

※交換のみや既製品の購入取付は補助対象外となります。事前にお問合せください。



笠間市内に依頼する業者がない方、ご相談ください。

まかせて安心!! 笠間市商工会 プロジェクト「かさまりフォーム工房」

豊富な実績、顧客満足度120%の「高い技術力」と「素早く手厚い対応」充実のアフターフォロー。
かさまりフォーム工房は、笠間市商工会の建設業部会員有志58社で組織するプロ集団です。

相談
無料

見積
無料

お問い合わせ/ご相談

笠間市商工会内
かさまりフォーム工房 0296-72-0844

笠間市商工会内
茨城県笠間市笠間 1464-3

※補助金提出のお問い合わせは表面の番号へおかけください。【受付時間】平日 8:30~17:15

補助金で リフォーム

予算額
1,000万円 終了まで



住宅リフォーム

最大 **10万円**



店舗・工場・事務所の 改築・改装

最大 **20万円**



R4.4/27 (水) 受付開始

※ 予算額 1,000 万円で終了となります。

今年も

特例枠補助金追加



空気清浄機能付き、または換気機能付きエアコンが追加対象

※特例枠のみの申請はできません。

お問い合わせ | **笠間市商工会友部事務所 0296-77-0532**

住所：笠間市東平2-3-3



笠間市商工会は笠間市の協力を得て、快適な住環境の整備、店舗の整備を支援する「住宅・店舗リフォーム促進補助事業」の受付を開始します。

笠間市民の皆様が市内施工業者を利用し、住宅や店舗のリフォーム関連工事を行うと

住宅は最大10万円(補助率10%)、店舗は最大20万円(補助率20%)の補助金を助成いたします!

※本年度も新型コロナウイルス感染症による家庭内感染リスク等の軽減、クラスターの発生を防ぐための対策費用を追加補助する「特例枠」が継続されています!



受付期間

令和4年4月27日(水)から
予算額終了1,000万円まで
受付時間: 平日 8:30 ~ 17:00
※先着順となり予算がなくなり次第終了となります。

受付場所

笠間市商工会友部事務所 (笠間市東平 2-3-3)

申込方法

工事着工前に住宅・店舗リフォーム促進補助事業交付申請書及び添付書類を添えて、笠間市商工会友部事務所へ提出してください。(郵送での受付は不可) ※工事着工後の申請はできません。

補助対象建物

住宅: 申請者が市内に自ら居住している建物(賃貸住宅は対象外)
店舗: 小規模事業者が市内で事業を営む、店舗、工場、事務所が対象。
(一部対象とならない場合もあります)

その他

詳細は「申請の手引き」をご覧ください。
なお、申請の手引きは商工会各事務所の窓口にご用意しております。
また、各々様式は商工会ホームページよりダウンロードもできます。

<商工会未加入の事業所の皆様へ>

本事業は市内小規模建設施工業者の工事受注機会の増大を図る目的から、多くの施工業者が工事受注の機会を得られるよう工事受注制限を設けております。(会員7件/非会員3件まで)未加入事業所の方は、この機会に商工会へご加入することをお勧めします。商工会への加入手続きは笠間市商工会各事務所で行っております。

友部事務所のみ
受付になります。
ご注意ください

笠間市商工会友部事務所

笠間市東平2-3-3 <https://www.kasama-shoko.jp/>

お問い合わせ **0296-77-0532**



補助対象工事

本体工事

建物に係る増築、修繕、改修等

※市内の小規模建設施工業者による建物の増築、修繕、改修に係る工事費用が20万円(税別)以上の工事が対象です。

※住宅または店舗と別棟の倉庫や車庫、造園工事、門扉や塀等の外構工事、電気設備や通信設備等の購入に伴う設置・取替えのみの工事、補助金交付決定前に着工した工事は対象外となります。

(その他補助対象工事にならない場合もありますので、事前にお問い合わせください)

+ 特例枠

空気清浄機能付き、または換気機能付きエアコンの設置工事が対象となります。

※特例枠のみの申請はできません。

※本体工事の施工業者から設置されるものに限りです。

補助金額

本体工事 (年度内1回まで)

〈住宅物件〉

・工事費用(税別)の10% 補助金の上限は10万円(千円未満は切り捨て)

〈店舗物件〉

・工事費用(税別)の20% 補助金の上限は20万円(千円未満は切り捨て)

・店舗併用住宅の場合には、工事を行う総面積の住宅にあたる部分の面積により判断します。

+ 特例枠

〈住宅物件〉

・本体工事の補助金額の1/2 補助金の上限は5万円(千円未満は切り捨て)

〈店舗物件〉

・本体工事の補助金額の1/2 補助金の上限は10万円(千円未満は切り捨て)

※特例枠の設置工事に要した費用(税別)が本体工事の補助金額の1/2に相当する額を下回った場合には、特例枠工事に要した額(千円未満は切り捨て)を上限とします。

詳しくは、補助事業の手引きまたは商工会ホームページをご覧ください。